

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
根拠条項	第25条の4第2項
許可等の種類	特定民間再開発事業の認定
法令の定め	<p>以下の要件を満たすことを知事が認定した民間の任意の再開発事業について、租税特別措置法第37条の5第1項（又は同法第65条の7第1項）により、事業により建築された建築物等を取得する場合に買換特例を適用するなどの税制優遇措置の対象とする。</p> <p>（対象地域）</p> <ul style="list-style-type: none">・都市再開発法第2条の3第1項第2号の地区・再開発地区計画等の区域・高度利用地区・三大都市圏の既成市街地 など <p>（事業要件）</p> <ul style="list-style-type: none">・中高層（4階建て以上）の耐火建築物を建築・施行地区面積が1,000㎡以上・従前権利者が2名以上・従後土地の権利を従前権利者を含む2名以上で共有 など
審査基準	設定しない （理由）事例がなく、また法令に具体的な定めがあるので設定を要しない。
標準処理期間	総期間 同上 日・（注・休日は含まない） 経由機関 日・（ ） 協議機関 日・（ ） 処分機関 日・（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
根拠条項	第25条の4第17項
許可等の種類	地区外転出事情の認定
法令の定め	<p>民間の任意の再開発事業について、当該事業による建築物等の取得を困難とする特別の事情を知事が認定した場合、租税特別措置法第37条の5第5項（又は同法第65条の7第1項）により、事業用資産については買換特例、居住用資産については軽減税率の適用などの税制優遇措置の対象とする。</p> <p>（事業用資産）</p> <p>○資産を譲渡した者が営んでいた事業の種類、当該事業で建築した建築物の用途・構造・配置などから引き続き事業の用に供することが困難。</p> <p>（居住用資産）</p> <p>○資産を譲渡した者等の年齢・身体の状態、当該事業で建築した建築物の用途・構造・配置などから引き続き居住の用に供することが困難。</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>
標準処理期間	<p>総期間 同上 日・（注・休日は含まない）</p> <p>経由機関 日・（ ）</p> <p>協議機関 日・（ ）</p> <p>処分機関 日・（ ）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
根拠条項	第39条の22の2第1項第8号
許可等の種類	認定特定非営利活動法人の認定申請に係る所管庁証明書の交付
法令の定め	<p>（認定特定非営利活動法人の認定申請に係る所管庁証明書の交付） 第39条の22の2 第1項 第8号</p> <p>法第66条の11の2第3項の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁の当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。</p>
審査基準	設定しない （理由）事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。
標準処理期間	総期間 同上 日・（注・休日は含まない） 経由機関 日・（ ） 協議機関 日・（ ） 処分機関 日・（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	